

市川市  
みどりの基本計画  
第2次アクションプラン

平成24年2月

市川市

# 目 次

## 市川市みどりの基本計画第2次アクションプランの基本的な考え方

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. アクションプラン策定の趣旨        | 1 |
| 2. アクションプランの位置付け        | 1 |
| 3. これまでの経緯              | 2 |
| 3. 第2次アクションプランの考え方      | 2 |
| 4. リーディングプランの推進         | 2 |
| 5. 今後の展開                | 3 |
| 6. 市川市みどりの基本計画における施策の体系 | 4 |

## リーディングプランの事業

|                         |    |
|-------------------------|----|
| リーディングプランの事業            | 5  |
| ①北東部水と緑の回廊計画事業          | 6  |
| ②国分川調節池上部活用事業           | 8  |
| ③ガーデニング・シティ いちかわ（ソフト関係） | 10 |
| ④ガーデニング・シティ いちかわ（ハード関係） | 12 |
| ⑤小塚山公園整備拡充事業            | 14 |
| ⑥国府台緑地整備事業              | 16 |
| ⑦花と緑の活動への支援             | 18 |

## アクションプランの施策

|                         |    |
|-------------------------|----|
| アクションプランの施策             | 21 |
| (1)生態系に配慮して地域の緑を守り活用します |    |
| 1) 樹林地を守り活用する           | 22 |
| 2) 巨木、クロマツを保存する         | 26 |
| 3) 水循環を保全・形成する          | 27 |
| 4) 農地を守り活用する            | 28 |
| (2)魅力ある都市公園を創出します       |    |
| 1) 緑の基盤となる都市公園を増やす      | 30 |
| 2) 都市公園の魅力を高める          | 31 |
| (3)公共施設の緑を増やします         |    |
| 1) 公共公益施設の緑を増やす         | 33 |
| 2) 緑の学校づくりを推進する         | 35 |
| (4)民有地の緑を増やします          |    |
| 1) 緑あふれるまちづくりの推進        | 36 |
| (5)水と緑のネットワークを形成します     |    |
| 1) 機能別のネットワークを形成する      | 40 |
| (6)緑のパートナーシップを推進します     |    |
| 1) 緑と花に対する関心を高める        | 43 |
| 2) 緑と花の組織（人）をつくる        | 44 |
| 3) 緑と花の活動への支援           | 45 |

# 市川市みどりの基本計画

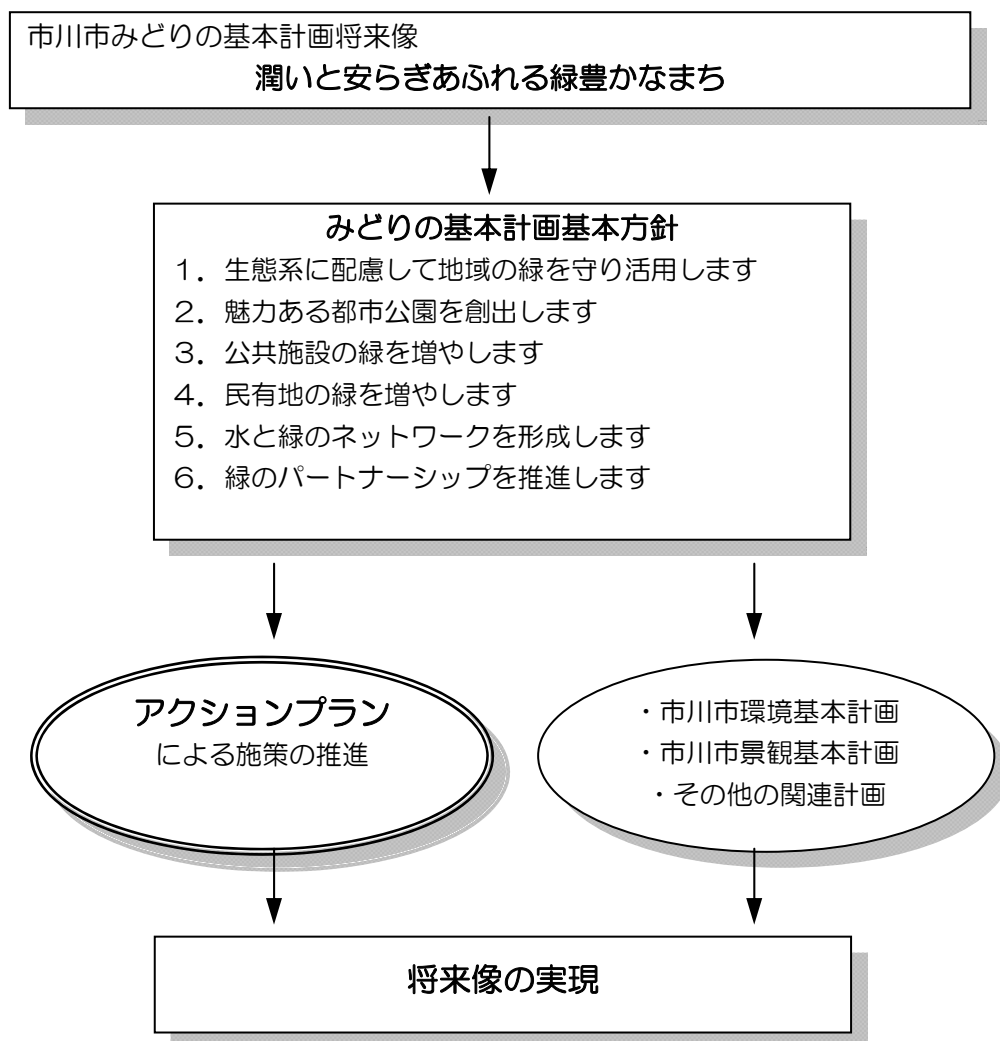
## 第2次アクションプランの基本的な考え方

### 1. 策定の趣旨

このアクションプランは、市川市みどりの基本計画に定める将来像である「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」の実現に向けて、基本方針にそった施策の展開を具体的にどのように進めていくのか、何から推進していくのかについて実施期間やプランの具体的な項目を明らかにし、実行するために策定するものです。

### 2. 位置付け

市川市総合計画、市川市都市計画マスタープランを受けて策定された市川市みどりの基本計画を具現化していくためのプランであり、みどりの基本計画の基本方針に基づき将来像を実現していく道すじを示します。



### 3. これまでの経緯

平成16年3月に策定された「市川市みどりの基本計画」では、将来像である「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」を実現するため、62の施策によって緑の保全及び緑化の推進を進めることとしています。この基本計画の実施計画である第1次アクションプランは、平成17年度から平成21年度までの5カ年を推進期間として、10の施策（事業）について実施計画を策定し進めてきました。

そこで、この基本計画における施策の検証を行うため、平成22年度に第1次アクションプランの評価を行うとともに、市内の緑被率及び緑量調査を実施しました。

第1次アクションプランの評価では、評価 A（達成）が4事業、評価 B（概ね達成）が4事業、評価 C（未達成）が2事業という結果となりました。また、緑量調査では、概ね基本計画の目標どおり緑の確保が進んでいましたので、平成27年の中間年次までは基本計画の見直しは行わず、第2次アクションプランを策定し事業を推進していくこととしました。

なお、第1次アクションプランで終了していない事業（評価B及びC）については、第2次アクションプランまたは後述のリーディングプランに引継ぎ推進していきます。

（第1次アクションプランの評価については、ホームページで掲載しています。）

### 4. 第2次アクションプランの考え方

第1次アクションプランでは10の施策（事業）を推進してきましたが、第2次アクションプランではさらに基本計画を推進するため、第1次で達成出来なかった施策を含む基本計画の全ての62の施策に関連する事業について具体的に効果や事業目標等をアクションプランとして策定し、多岐にわたる施策を総合的に推進していきます。

第2次アクションプランの期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年とします。

### 5. リーディングプランの推進

多岐にわたる施策の中から、平成23年度から平成27年度にかけて実施を予定している事業に注目し、特に将来像を実現するために重点的・優先的に取り組んでいく以下の事業をリーディングプランとして抽出しました。

みどりの基本計画の中間目標年次である平成27年度に向け、このリーディングプランを強く推進していくこととします。

#### リーディングプラン

- ①北東部水と緑の回廊計画事業      ②国分川調節池上部活用事業
- ③ガーデニング・シティ いちかわ（ソフト関係）
- ④ガーデニング・シティ いちかわ（ハード関係）
- ⑤小塚山公園整備拡充事業   ⑥国府台緑地整備事業   ⑦花と緑の活動への支援

※1 ①⑤⑥については、第1次アクションプランからの引継ぎ事業になります。

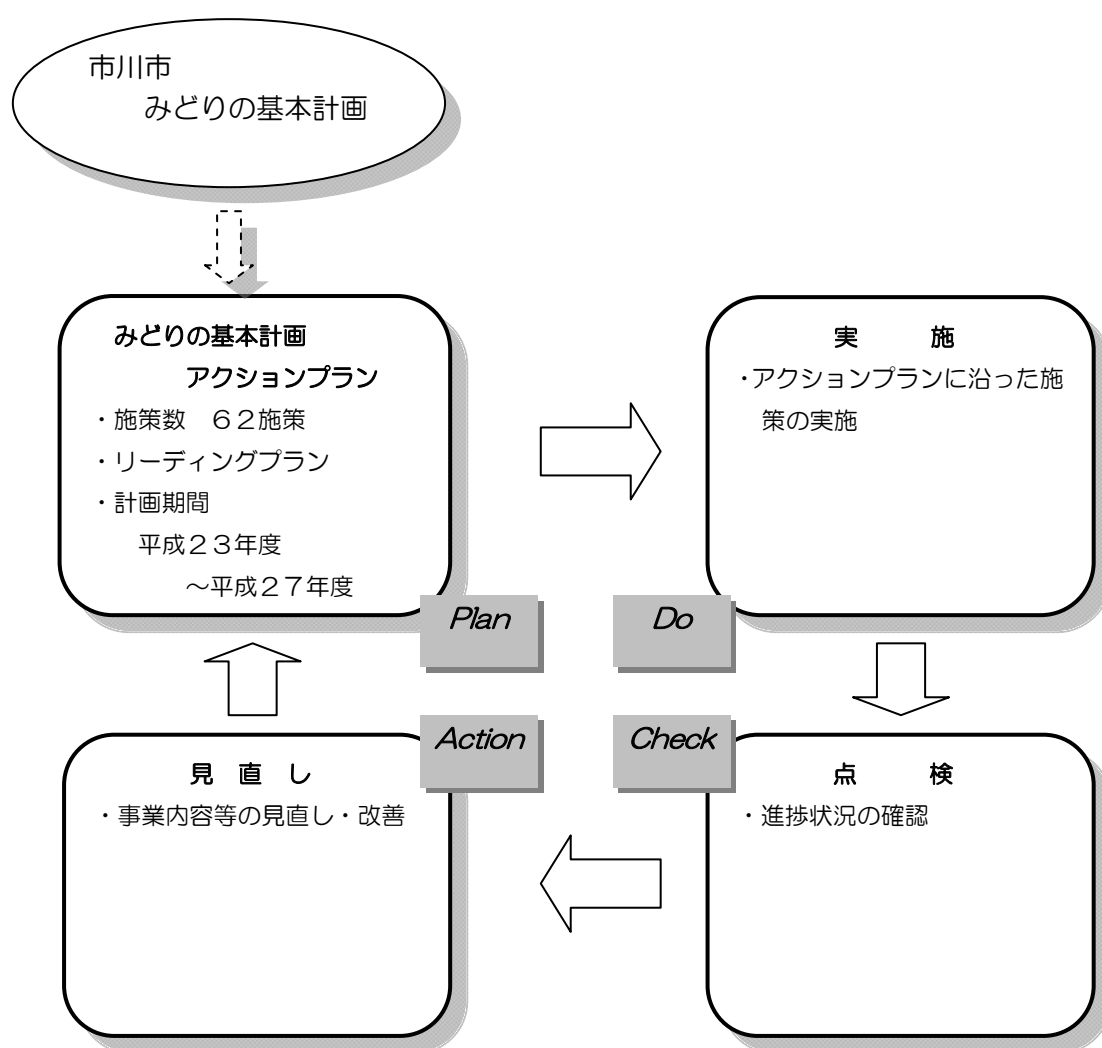
※2 ①～⑥については、市川市総合計画 第二次基本計画 第一次実施計画に位置づけられている事業であり、市として重点的、優先的に実施していくものです。

※3 ⑦については、市民との協働により緑化の推進及び緑地の保全が図れる重要な事業であり、市として積極的に推進していくものです。

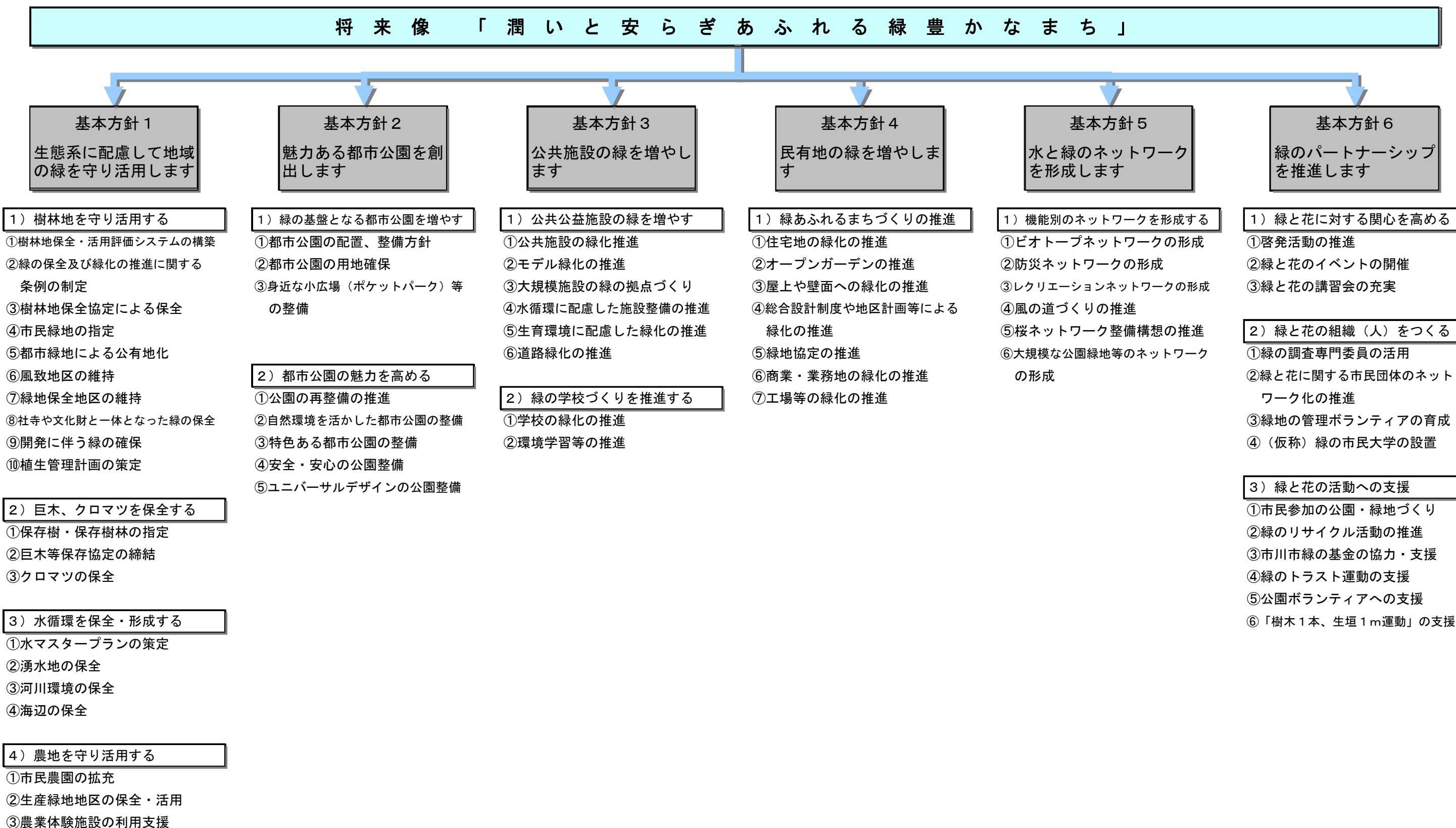
## 6. 今後の展開

アクションプランの実施には、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、施策の見直し（Action）のPDCAサイクルに基づく施策評価を行います。

アクションプランの事業進捗状況の把握については、毎年調査票による調査を行い、必要に応じて見直しを行いながら、みどりの基本計画の推進に努めていきます。特にリーディングプランについては、最終年度には、本プランを実行したことによる効果の総合的な点検と評価を行い、その結果については、外部委員（市川市緑の調査専門委員）に報告するとともに意見、提言をいただきます。



# 市川市みどりの基本計画における施策の体系



## リーディングプランの事業

多岐にわたる施策の中から、平成23年度から平成27年度にかけて実施を予定している事業に注目し、特に将来像を実現するために重点的・優先的に取り組んでいく以下の事業をリーディングプランとして抽出しました。

- ①北東部水と緑の回廊計画事業
- ②国分川調節池上部活用事業
- ③ガーデニング・シティ いちかわ（ソフト関係）
- ④ガーデニング・シティ いちかわ（ハード関係）
- ⑤小塚山公園整備拡充事業
- ⑥国府台緑地整備事業
- ⑦花と緑の活動への支援

## ①北東部水と緑の回廊計画事業

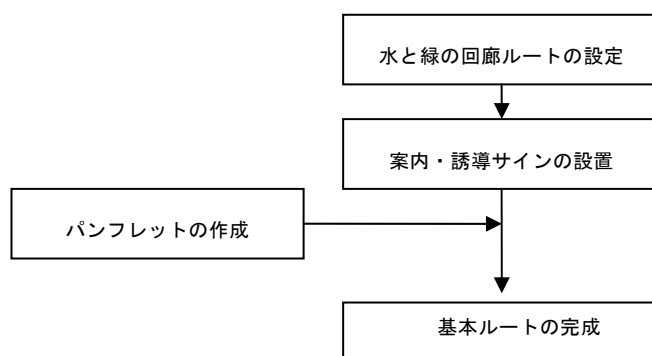
### 1. 概要

#### 水と緑の回廊計画

本市の北東部地域には、大町公園や大柏川第一調節池緑地などの公園・緑地をはじめ、多くの社寺林等、後世に引継ぐべき貴重な緑の資源が多く残されています。

「市川市北東部水と緑の回廊」は、これらの資源を守り豊かなものにしていくために、ネットワーク（回廊）化を図り個々の資源から全体の資源へと価値を高め、散策を通じて市民をはじめ多くの方々の心身の健康の増進を図ることを目的としています。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

#### (1) 北部ルート

- ①水と緑の回廊ルートの設定（平成23年度）
- ②案内・誘導サイン設置場所の確認（平成23～24年度）
- ③案内・誘導サインの設置（平成25年度～平成26年度）
- ④パンフレットの作成（平成26～27年度）

駐車場、トイレ、休憩場所等の便益施設も記載します。

#### スケジュール

|                  | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①水と緑の回廊ルートの設定    | →      |        |        |        |        |
| ②案内・誘導サイン設置場所の確認 | →      | →      |        |        |        |
| ③案内・誘導サインの設置     |        |        | →      | →      |        |
| ④パンフレットの作成       |        |        |        | →      | →      |



## (2) 南部ルート

- ①水と緑の回廊ルート設定（平成24～25年度）
- ②案内・誘導サイン設置場所の確認（平成25年度）
- ③案内・誘導サインの設置（平成26～27年度）
- ④パンフレットの作成（平成27～28年度）

### スケジュール

|                  | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度   |
|------------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| ①水と緑の回廊ルートの設定    |        | →      |        |        |          |
| ②案内・誘導サイン設置場所の確認 |        |        | →      |        |          |
| ③案内・誘導サインの設置     |        |        |        |        | →        |
| ④パンフレットの作成       |        |        |        |        | H28年度まで→ |

## 4. 推進に関連する施策への効果

### 1-1-8 社寺や文化財と一体となった緑の保全

社寺、文化財等と一体となった樹林地の保全・活用に対する意識の醸成が図られます。

### 5-1-6 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

散策や自然観察を通じて市民をはじめ多くの方々の心身の健康の増進が図られます。

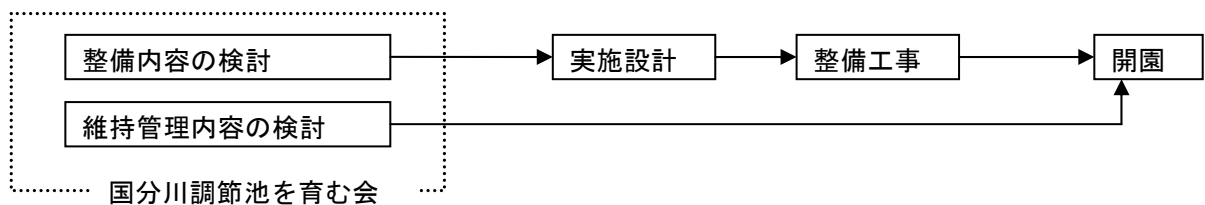
## ②国分川調節池上部活用事業

### 1. 概要

水辺の環境の保全を図り自然と触れ合える場を創造するため、国分川調節池の上部を有効活用し散策・休息する広場やスポーツ広場等を都市公園として整備します。

上部活用については市民が中心となって運営する「国分川調節池を育む会」で検討を行い、維持管理を市民と市が協働で行う公園を目指します。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

- ① 国分川調節池を育む会の運営（整備内容、維持管理内容の検討）
- ② 広場整備等実施設計
- ③ 広場整備等工事

#### スケジュール

|                 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① 国分川調節池を育む会の運営 | →      |        |        |        | →      |
| ② 広場整備等実施設計     |        | 中池 →   |        | 管理棟 →  | 下池 →   |
| ③ 広場整備等工事       |        |        | 中池 →   | →      | 管理棟 →  |
| ④ 維持管理業務        |        |        |        | →      | →      |

## 4. 推進に関連する施策への効果

### 1-3-3 河川環境の保全

自然環境に配慮した上部活用整備を行うことにより、市民の水辺環境への関心が高まります。

### 2-2-2 自然環境を活かした都市公園の整備

洪水時に河川から洪水が流入する調節池であるため、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境の保全・創出が図られ、自然環境学習の場として利活用できます。

### 2-2-3 特色ある都市公園の整備

自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園となり、自然環境学習の場となるとともに、公園利用の促進につながります。

### 3-1-3 大規模施設の緑の拠点づくり

池、湿地、草地などを中心に緑あふれるビオトープ拠点およびレクリエーション拠点となり、地域の魅力創出につながります。

### 6-3-1 市民参加の公園づくり

利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園となり、公園利用の促進につながります。

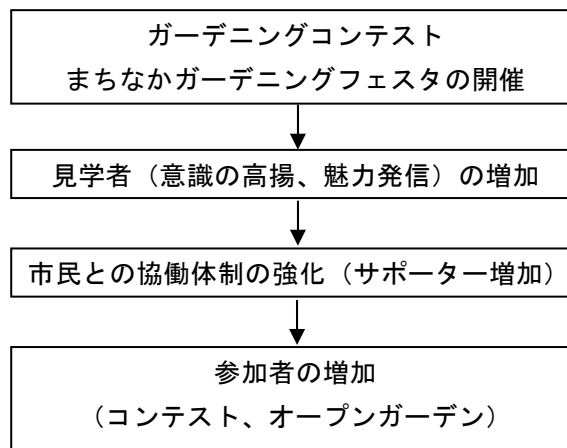
### ③ガーデニング・シティいちかわ（ソフト関係）

#### 1. 概要

街を花や緑で満たすことにより、街全体が潤いと安らぎにあふれた快適で魅力ある美しい街を実現するため、市民や事業者が気軽に身近に行える「ガーデニング」について、活動成果の発表の場となる「ガーデニングコンテスト」及び「まちなかガーデニングフェスタ」（オープンガーデン）を開催し、ガーデニングに取り組む市民の増大を図ります。

また、市民や事業者を対象に募集した「ガーデニング・シティいちかわ サポーター」との協働や地域交流の活性化なども図ります。

#### 2. フロー



#### 3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①ガーデニングコンテスト、まちなかガーデニングフェスタの開催
- ②見学者（意識の高揚、魅力発信）の増加
- ③市民との協働体制の強化（サポーター増加）
- ④参加者（コンテスト、オープンガーデン）の増加

##### スケジュール

|                       | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①まちなかガーデニングフェスタの開催    |        |        |        |        | ▶      |
| ②見学者（意識の高揚、魅力発信）の増加   |        |        |        |        | ▶      |
| ③市民との協働体制の強化（サポーター増加） |        |        |        |        | ▶      |
| ④参加者（オープンガーデン）の増加     |        |        |        |        | ▶      |

#### 4. 推進に関連する施策への効果

##### 4-1-2 オープンガーデンの推進

「まちなかガーデニングフェスタ」の開催によりオープンガーデンの機会を提供することで、ガーデニングに取り組む人口が拡大するとともに、市民や事業者といった幅広い協働により、オープンガーデンの増加を図り緑あふれる街づくりの推進につながります。

##### 6-1-1 啓発活動の推進

花や緑に対する興味・関心を持つ市民が増加します。

##### 6-1-2 緑と花のイベントの開催

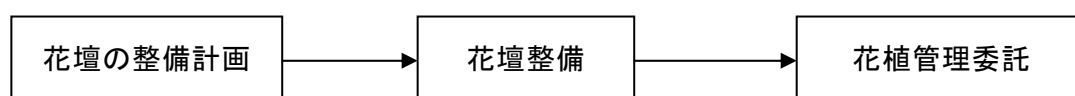
ガーデニング人口の拡大と幅広い協働の推進を図ることで、緑あふれる街づくりにつながります。

## ④ガーデニング・シティいちかわ（ハード関係）

### 1. 概要

街を花や緑で満たすことにより、街全体が潤いと安らぎにあふれた快適で魅力ある美しい街づくりを目指す「ガーデニング・シティいちかわ」を実現するため、道路や駅前広場に花壇の整備や草花・花木の植栽等を行います。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①花壇の整備計画（平成23年度～平成24年度）
- ②花壇整備（道路）（平成23年度～平成26年度）  
国道14号、都市計画道3.6.30号、都市計画道3.4.18号
- ③花壇整備（駅前広場）（平成24年度～平成27年度）  
妙典駅、行徳駅、南行徳駅、京成八幡駅、市川駅、本八幡駅
- ④各花壇の花植管理委託（平成23年度～平成27年度）

#### スケジュール

|             | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①花壇の整備計画    |        | →      |        |        |        |
| ②花壇整備（道路）   |        |        |        | →      |        |
| ③花壇整備（駅前広場） |        |        |        |        | →      |
| ④各花壇の花植管理委託 |        |        |        |        | →      |

### 4. 推進に関連する施策への効果

#### 3-1-6 道路緑化の推進

花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進されます。

#### 4-1-6 商業・業務地の緑化の推進

花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進されます。

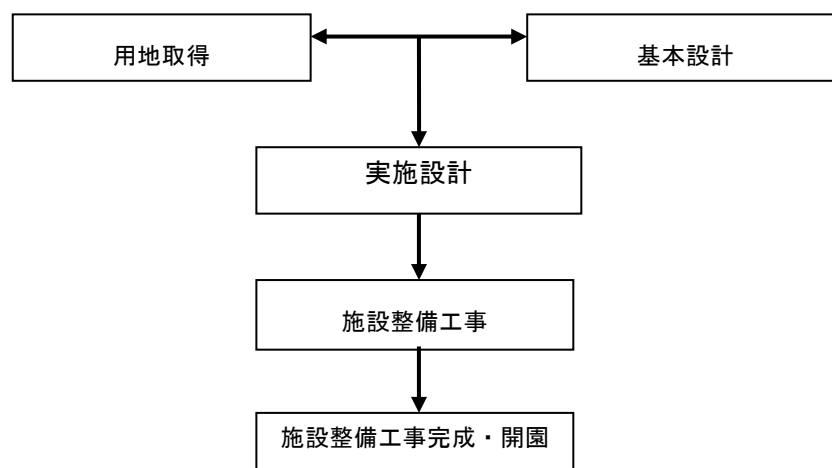


## ⑤小塚山公園整備拡充事業

### 1. 概要

本市の北西部における水と緑のネットワークの中心となる「緑の拠点」づくりの一環として、小塚山公園を堀之内貝塚公園と連携強化を図るとともに、都市における自然の減少、市民の緑に対する関心の高まりに対応し、環境活動やレクリエーション、市川の原風景を有する特色のある地区公園として拡充整備します。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①用地取得（平成23年度～平成24年度）
- ②基本設計（平成24年度）
- ③実施設計（平成25年度）
- ④施設整備工事（平成26年度～平成27年度）
- ⑤開園（平成28年度以降）

#### スケジュール

|         | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| ①用地取得   | →      |        |        |        |         |
| ②基本設計   |        | →      |        |        |         |
| ③実施設計   |        |        | →      |        |         |
| ④施設整備工事 |        |        |        | →      |         |
| ⑤開園     |        |        |        |        | H28年度以降 |



#### 4. 推進に関連する施策への効果

##### 2-2-3 特色ある都市公園の整備

自然とのふれあい、体験、学習、憩いの場として整備拡充し、地域の特性を活かした公園づくりが図られ、公園利用が促進されるとともに、潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちづくりにつながります。

##### 5-1-6 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

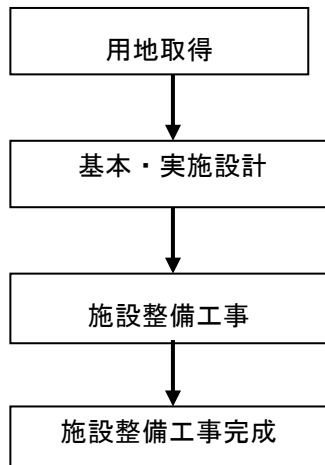
ネットワーク上の「緑の拠点」として整備されることで、多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、地域レベルでの市民の環境活動や学習などの拠点となります。

## ⑥国府台緑地整備事業

### 1. 概要

本市の北西部における水と緑のネットワークの中心となる「緑の拠点」づくりの一環として、自然的景観に優れた国府台緑地を保全・活用することにより、江戸川から堀之内貝塚公園にいたる緑の資源の連続性を確保すると共に、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図ることで、人と緑のかかわりを大切にし潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちづくりに資することを目的としています。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①用地取得（平成23年度～平成25年度）
- ②基本・実施設計（平成26年度～平成27年度）
- ③施設整備工事（平成27年度以降）
- ④施設整備工事完成（平成28年度以降）

#### スケジュール

|           | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| ①用地取得     |        |        | →      |        |         |
| ②基本・実施設計  |        |        |        |        | →       |
| ③施設整備工事   |        |        |        |        | →       |
| ④施設整備工事完成 |        |        |        |        | H28年度以降 |

#### 4. 推進に関連する施策への効果

##### 2-2-2 自然環境を活かした都市公園の整備

既存の樹林地を保全・活用することにより、多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、地域レベルでの市民の環境活動や学習などの拠点となります。

##### 2-2-3 特色ある都市公園の整備

地域の人々にも親しまれる、明るく、人が集う、生き物が豊かな里山としての再生が図られます。

##### 5-1-6 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

北西部における水と緑のネットワーク化により、人と緑のかかわりを大切にし、潤いと安らぎあふれる緑豊かな街づくりにつながります。

##### 6-3-1 市民参加の公園・緑地づくり

ワークショップからの提言を参考にすることで、市民ニーズに合致した親しみの持てる公園となり、公園利用の促進につながります。

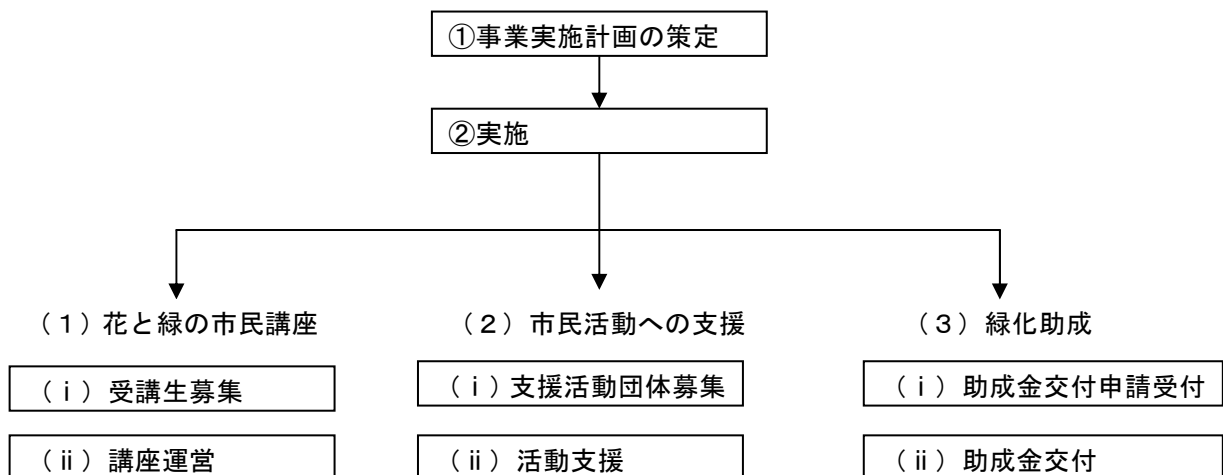
## ⑦花と緑の活動への支援

### 1. 概要

財団法人市川市緑の基金が実施する緑化や緑地保全等の知識の普及と啓発や花と緑に関する市民活動への支援を推進することにより、市民との協働による花や緑に溢れた魅力的な地域の景観の創造と維持を目指します。

- (1) 花と緑の市民講座の開催
- (2) 市民活動への支援
- (3) 緑化助成

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

①事業実施計画の策定

②実施

(1) 花と緑の市民講座

(i) 受講生の募集・決定

(ii) 講座運営

(2) 市民活動への支援

(i) 支援活動団体募集

(ii) 活動支援

(3) 緑化助成

(i) 助成金交付申請受付

(ii) 助成金交付

## スケジュール（平成 23 年度・平成 24 年度）

|                  | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |      |        |      |
|------------------|----------|----------|------|--------|------|
|                  |          | 4～6月     | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| ①事業実施計画の作成       | ●→       |          |      |        |      |
| ②事業の実施           |          |          |      |        |      |
| （1）花と緑の市民講座募集・決定 |          | ●→       |      |        |      |
| 花と緑の市民講座運営       |          | ●→       |      |        | →    |
| （2）支援活動団体の募集・支援  |          | ●→       |      |        | →    |
| （3）緑化助成金交付       | ●→       |          |      |        | →    |

※平成 25 年度以降は、平成 24 年度と同じサイクルで行います。

## 4. 推進に関連する施策への効果

### 6-3-3 市川市緑の基金の協力・支援

緑の基金の拡充と活性化が図られ、花と緑のまちづくりのための活動が促進され、潤いと安らぎあふれた快適で美しい街づくりにつながります。



## 第 2 次アクションプラン

市川市みどりの基本計画の 6 つの基本方針に基づく 6 2 の基本施策  
についての実施計画を掲載します。

## 市川市みどりの基本計画 第2次アクションプラン

市川市みどりの基本計画の6つの基本方針に基づく62の基本施策を推進していく事業について、アクションプランを下記のとおり定めます。なお、リーディングプランに定められている事業については、**リーディング**のマークが表示されています。

### 基本方針1

生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

#### 1) 樹林地を守り活用する

##### ①樹林地保全・活用評価システムの構築

- ・ 民有樹林地について、植物の生育状況、活用のしやすさを示す傾斜度、緑のつながりとまとまりを示す面積規模、周囲の土地利用及び市民の関わり度合い等を評価項目とし、自然環境保全再生指針と連携を図り、「樹林地保全・活用評価システム」を構築します。
- ・ このシステムによる評価を行い、民有樹林地を保全・活用していくための方策に活用します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成22年度末現在の状況  | 平成27年度目標   |
|--|--|---|------------|
| <b>樹林地評価制度の構築</b><br>500㎡以上の民有樹林地約27haを対象に調査を行い、樹林地評価台帳としてまとめ、樹林地の買取や寄付の申出があった際に樹林地評価会議で買取や寄付受納の判断を行う。 | 公平・公正かつ客観的、効率的に早期に買取・寄付受納の判断を行うことが可能となり、緑地保全につながる。 | 平成21年度に樹林地評価会議設置要綱を策定し、樹林地評価制度を構築した。平成22年度には、樹林地の寄付申出があり、本制度により寄付受納を決め、市有樹林地として残していくことが出来た。 | 樹林地評価制度の運用 |

##### ②緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定

- ・ 緑の保全・活用に関する手法等について、必要な事項を定める条例を制定します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                                    | 平成22年度末現在の状況                   | 平成27年度目標   |
|---|--|--------------------------------|--|
| <b>(仮称)市川市みどりの条例の制定</b><br>緑の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するため必要な事項を定める条例を制定し、良好な生活環境の確保を図る。 | 緑豊かな都市環境の形成につながり、健康で安全かつ快適な市民生活の確保が図られる。 | 条例素案について、関係課等との意見交換を行い、検討している。 | ・(仮称)市川市みどりの条例(平成25年度)<br>・認定林への看板設置(平成26年度)<br>・パンフレット等の作成・配布(平成26年度) |



### ③樹林地保全協定による保全

- ・市と山林所有者の間で締結されている樹林地保全に関する協定については、今後も継続します。また、市街地内の屋敷林等について新たな指定の拡大を進めます。
- ・近隣市や山林所有者等と連携して、都市近郊の樹林地が保全されるよう国や県に要望します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標        |
|---|---|---|-------------------|
| <b>緑地保全に関する協定</b><br>樹林地の保全のため、未協定樹林地の所有者との協定締結を推進する。 | 樹林地が保全されるとともに、景観特性の維持や生態系の保全等が図られ、緑豊かで潤いのある良好な都市環境の形成につながる。 | 市内全体樹林地<br>122.3ha<br><br>協定樹林地面積 38.5ha<br>協定者数 169名 | 目標協定樹林地面積 0.5ha/年 |

### ④市民緑地の指定

- ・市民への開放や利用が望ましいとされる一定規模以上の樹林地は、地権者の協力のもとに市民緑地として開放・活用します。
- ・市民緑地等による樹林地の開放に際しては誰もが安心して利用できるよう、市民が主体になって、安全性を十分に考慮した整備や維持・管理を進めます。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況           | 平成 27 年度目標                    |
|---|--|--------------------------|-------------------------------|
| <b>市民緑地の指定</b><br>都市緑地法に基づく市民緑地として、土地所有者と契約し、開放・活用していく。 | みどりの基本計画の目標である緑地面積が増加するとともに、市民が利用出来る緑地が増加する。 | 平成 22 年度末現在で、市民緑地の指定はない。 | 土地所有者の協力を得ながら、順次市民緑地の指定をしていく。 |

### ⑤都市緑地による公有地化

- ・民有樹林地としての保全が困難と判断されその樹林地が重要であると認められる場合には都市緑地等による公有地化を進めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況                                     | 平成 27 年度目標   |
|--|--|--|--|
| <b>都市緑地等の公有地化</b><br>都市計画緑地における未買収地の取得を進めるとともに、その他良好な民有樹林地については、買取又は寄付により公有地化を進める。 | 公有地化した樹林地を継続的に維持管理していくことにより、生物多様性への寄与が図られるとともに、二酸化炭素の吸収源の保全、自然観察や環境学習の場が確保される。 | ・都市計画緑地における未買収地:8箇所、約1.44ha<br>・寄付の実績:27箇所、約3.37ha | ・都市計画緑地にける未買収地の取得:4箇所、約0.88ha<br>・民有樹林地の寄付:3箇所、約0.33ha |

### ⑥風致地区の維持

- ・風致地区として指定されている5地区は、引き続き地区指定を維持し、緑化指導を充実することによって緑が多い周囲の景観と調和する街並みを維持します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                    | 平成22年度末現在の状況  | 平成27年度目標   |
|--|--------------------------|---|------------|
| <b>風致地区の維持</b><br>風致地区条例によって地区内での建築物の高さや規模を抑えるなど、各種の開発行為に対して一定の規制をすることによって緑にあふれた秩序ある街並みを維持するものである。 | 緑が多い周囲の景観と調和する街並みが維持される。 | 風致地区<br>5地区 769ha<br><b>【内訳】</b><br>国府台風致地区 596ha<br>大町風致地区 52ha<br>八幡風致地区 54ha<br>梨風苑風致地区 7ha<br>法華経寺風致地区 60ha | 左記地区を維持する。 |

### ⑦（特別）緑地保全地区の維持

- ・行徳近郊緑地特別保全地区（83ha）、緑地保全地区3箇所（約2ha）は今後も指定を維持します。
- ・良好な自然環境を有する等の緑地保全地区に相当する樹林地は、土地所有者の同意を得て、緑地保全地区の新たな指定に努めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成22年度末現在の状況   | 平成27年度目標      |
|--|--|--|---------------|
| <b>特別緑地保全地区の維持</b><br>神社、寺院等の建造物等と一体となって文化的意義を有する緑地等を保全するため、都市緑地法に基づき市内3地区を特別緑地保全地区に指定している。<br>また特に良好な自然環境を保全するため、首都圏近郊緑地保全法に基づき行徳近郊緑地特別保全地区を指定している。 | 文化的意義を有する緑地や良好な自然環境を有する緑地が将来にわたって保全され、緑豊かな潤いのある都市環境の保全につながる。 | 特別緑地保全地区<br>3地区（2ha）<br><b>【内訳】</b><br>平田特別緑地保全地区 0.7ha<br>宮久保特別緑地保全地区 0.6ha<br>子の神特別緑地保全地区 0.7ha<br>行徳近郊緑地特別保全地区 : 83ha | 左記の地区を維持していく。 |

### ⑧社寺や文化財と一体となった緑の保全

- ・身近な社寺、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として、保全、活用します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                                  | 平成22年度末現在の状況              | 平成27年度目標                                  |
|---|--|---------------------------|---|
| <b>北東部水と緑の回廊計画事業</b><br>北東部には多くの社寺等が存在することから水と緑の回廊として結び、社寺林、歴史等を学べるようなパンフレットを作成し市民に水と緑の回廊を散策していただく。 | 社寺、文化財等と一体となった樹林地の保全・活用に対する意識の醸成が図られる。 | 北東部水と緑の回廊計画はルートがほぼ決定している。 | 北東部水と緑の回廊のパンフレット作成や、拠点での歴史、文化のPR看板等を設置する。 |

リーディング

### ⑨開発に伴う緑の確保

- ・樹林地における宅地造成等の開発に対し自然環境への影響に配慮していくため、自然度が高い部分の保全、もしくは代替環境の創出を進めます。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                              | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標 |
|---|------------------------------------|---|------------|
| <b>開発に伴う緑の確保</b><br><br>宅地開発条例により、共同住宅の開発の場合、開発面積の 10～20%の既存樹木の保全又は新たな植栽による緑地が確保される。<br>また、3000 平方メートル以上の開発の場合、開発区域の 3%又は計画人口 1 人当たり 1 平方メートルの都市公園が創出される。 | 緑地の保全と緑化の推進により、緑豊かな市街地環境が維持・形成される。 | 過去 3 年間の宅地開発件数 : 257 件 (緑化面積約 2.13ha)<br><b>【内訳】</b><br>平成 20 年度<br>29 件 (0.64ha)<br>平成 21 年度<br>86 件 (0.52ha)<br>平成 22 年度<br>142 件 (0.97ha)<br>過去 3 年間の宅地開発による公園整備件数<br><b>【内訳】</b><br>平成 20 年度<br>0 件 ( — )<br>平成 21 年度<br>1 件 (145.09 m <sup>2</sup> )<br>平成 22 年度<br>1 件 (382.89 m <sup>2</sup> ) |            |

### ⑩植生管理計画の策定

- ・保全・活用の対象となった樹林地では、その特性及び活用内容に適合した植生管理を進めていくために「この樹林地はこのような林に」という管理の方針を示した「(仮称)植生管理計画」を市民とともに策定し、継続的な維持・管理の支援を行います。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標      |
|--|--|------------------|-----------------|
| <b>植生管理計画の策定</b><br><br>主な樹林地について、その特性等に適合した植生管理を進めていくため、専門員により植生を調査し、その植生について管理計画をまとめていく。 | 緑地の植生に関して管理方針が整理され、管理者をはじめ市民ボランティアも適切な管理について共通認識を持つことができる。 | 専門員による調査が終了している。 | 緑地の植生管理計画を策定する。 |

## 2) 巨木、クロマツを保全する

### ①保存樹・保存樹林の指定

- ・公有地及び社寺林の中で、景観上或いは文化財と一体となって歴史を伝える優れた樹木や樹林については、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林の指定を推進します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標 |
|--|--|--|------------|
| <b>保存樹・保存樹林の指定</b><br>民有地の樹木及び樹林地の中で、健全でその樹容が美観上特に優れているものについては、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林を指定する。 | 指定することにより所有者は保存義務に努めることとなり、樹木・樹林の保全が図られ、良好な都市環境の保全及び緑豊かな街並み景観の向上につながる。 | ・保存樹：10本<br>（クスノキ8本、ヒマラヤスギ1本、タブノキ1本、真間山緑地隣接地）<br>・保存樹林：5箇所<br>（約2.17ha）<br><b>【内訳】</b><br>梨風東緑地<br>0.78ha<br>曾谷緑地等<br>0.38ha<br>梨風緑地<br>0.12ha<br>大野緑地隣接地<br>0.30ha<br>大町公園隣接地<br>0.59ha | 現状を維持する。   |

### ②巨木等保存協定の締結

- ・緑の少ない市街地等では、民有地や屋敷林に生育する巨木、クロマツを対象に、市の樹木の保存等に関する協定の締結を推進します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況                                   | 平成 27 年度目標                    |
|---|---|--|-------------------------------|
| <b>巨木等保存協定の締結</b><br>貴重な巨木や市の木であるクロマツの保存・育成のため、所有者からの申請に基づき協定を締結し保存する。<br>対象<br>・クロマツ：胸高幹周り、150cm以上559本<br>・クロマツ以外：胸高幹周り、300cm以上を基準174本 | 協定を締結することにより、樹木の保存が図られ、良好な都市環境の保全及び緑豊かな街並み景観の向上につながる。 | 158本/733本締結済。<br>クロマツ123本/559本<br>クロマツ以外35本/174本 | これらの巨木等保存協定を20本/年度ペースで締結していく。 |

### ③クロマツの保全

- ・クロマツの所有者に対して、保全に向けた条件等の調査により、保全対策を進めます。
- ・クロマツの病虫害については、薬剤散布等による支援を維持します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況        | 平成 27 年度目標                       |
|---|--|-----------------------|----------------------------------|
| <b>クロマツの保全</b><br>市街地に生息しているクロマツ(幹周り60cm以上で登録されている松)を害虫から守るため、年1回害虫駆除を実施。 | 松くい虫を駆除することにより、クロマツを守れ、延命が図られることで、市の木であるクロマツの景観の保全が図られる。 | クロマツ、約3,500本の害虫駆除を実施。 | 現在のクロマツを保全するために、薬剤散布等の支援を維持していく。 |

### 3) 水循環を保全・形成する

#### ①水マスタープランの策定

- ・良好な水循環の再生に関わる新たな施策を総合的かつ体系的に推進することを目的とした「水マスタープラン」を策定します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                                    | 平成 22 年度末現在の状況       | 平成 27 年度目標    |
|---|--|----------------------|---------------|
| <b>水マスタープランの策定</b><br>良好な水循環の再生に係わる新たな施策を総合的かつ体系的に推進するため、水マスタープランを策定する。 | 水に関する施策を体系的に推進することで、市民の水環境保全への理解と関心が高まる。 | 関係課と素案についての検討会を実施した。 | 水マスタープランを策定する |

#### ②湧水池の保全

- ・市内に残る湧水地の状況について把握し、水源涵養の役割を果たす斜面樹林を保存樹林等に指定する等により、湧水地を含めて一体的に保全します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                                       | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標                               |
|---|---|---|--|
| <b>湧水地調査</b><br>自然環境の現況把握の一環として随時現地調査を行い、市内の生物多様性の面から重要な湧水の状況を把握する。 | 水源涵養の役割を果たす樹林地等の把握が出来る。                     | 平成 20 年度から 3 年間にわたり河川遊水池等水生生物生態調査を実施し、大柏川流域の湧水の概況を含めた市内水系の生物生息状況に関する報告書を作成した。 | 平成 25 年度策定予定の生物多様性地域戦略に基づいて、随時現地調査を実施する。 |
| <b>緑の条例による斜面樹林の保全</b><br>水源涵養の役割を果たす斜面樹林については保全すべき樹林に定め、その保全につとめる。  | 水源涵養だけでなく、洪水被害の低減、景観向上、ヒートアイランドの抑制などが期待できる。 | 条例制定にあわせて行う事業であるため、指定作業は進んでいない。   | 条例制定にあわせて、指定および看板等の設置を行う。                |

#### ③河川環境の保全

- ・河川や調節池の水辺は、水域と陸域を結ぶエコトーンとして重要であり、瀬や淵等の多様な河川形状と水辺植物の保全・再生を行なうとともに、市民が水辺に親しめる場として活用します。
- ・水と緑のネットワークの軸や拠点としての機能を担うため、市民に親しめる水辺として保全・再生します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標   |
|---|--|---|--|
| <b>国分川調節池上部活用事業</b><br>調節池内の自然復元を図り、また自然とふれあう場の整備を図る。   | 自然環境に配慮した上部活用整備を行うことにより、市民の水辺環境への関心が高まる。   | 平成 19 年度から国分川調節池を育む会によって検討を重ね、平成 21 年度末に基本設計が完了した。  | 市の全体整備予定区域面積約 9.8ha のうち、約 4.8ha の整備並びに管理棟建設が完了予定。工事を完了した部分から市民に開放。 |
| <b>多自然川づくり</b><br>一級河川大柏川の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの 1,621m の区間において、下流部は河道内への水生植物による自然環境の形成、上流部は土手のある田園河川の復元をテーマに多自然川づくりにより河道整備を進める。 | 治水機能の確保を前提に、多様な生物生息空間としての本来の河川の環境を取り戻し、また都市内の貴重な水辺のオープンスペースとしての景観軸とし、ふるさとのシンボル空間としての再生が図られる。 | 河川拡幅用地 23,733 m <sup>2</sup> のうち 22,969 m <sup>2</sup> (96.8%) を取得し、護岸整備として 1,621 m のうち 1,403 m (86.6%) が完成している。<br>また、橋梁架換は 8 橋のうち 7 橋が完成している。 | 一級河川大柏川の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの 1,621m の区間についての河道整備が完了する。                    |

リーディング

#### ④海辺の保全

- ・臨海部は、環境学習の場となるような良好な自然環境を保全します。
- ・三番瀬の周辺は、市民が海辺に親しめ、クロマツの名所となるような拠点づくりによる里海を再生します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                                      | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標              |
|---|--|--|-------------------------|
| <b>塩浜地区整備事業</b><br>海辺の自然環境と調和する、多様な機能を有する都市基盤整備を図る。 | 海辺の自然環境を活かした公園整備及び緑地整備が図られ、魅力ある都市景観が形成される。 | ・土地区画整理事業認可取得（「塩浜地区整備事業」事業認可取得に向けて、地権者組織との協働による調査設計業務委託を実施。<br>・公共施設管理者等との協議中。 | 平成 27 年度に土地区画整理事業が完了予定。 |

#### 4) 農地を守り活用する

##### ①市民農園の拡充

- ・農業体験等の余暇やレクリエーションを楽しむことが市民に広く定着しつつあり、市民のニーズに対応して、市民農園の更なる普及を推進します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況        | 平成 27 年度目標                                 |
|--|---|-----------------------|--|
| <b>市民農園の拡充</b><br>遊休農地を借り受け、市民農園として整備・運営し、市民利用を図る。 | 市民のレクリエーションの場を提供するとともに、市民の農業への理解促進、食育の推進等が図られる。 | 市民農園 10 箇所（区画数 1,003） | 農園数・区画数に関しては現状維持を図る。また農家自らが開設する市民農園の普及を図る。 |

##### ②生産緑地地区の保全・活用

- ・農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法の規定に基づき、緑地機能を有すると認められる農地については追加指定を進めます。
- ・将来的にも緑地としての保全が必要なところについては、指定の解除の手続きがあった場合には、公園の配置計画に基づき、公園や市民農園等への転換を進めます。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                   | 平成 22 年度末現在の状況               | 平成 27 年度目標            |
|---|-------------------------|------------------------------|-----------------------|
| <b>生産緑地地区の保全・活用</b><br>優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地を計画的に保全するため、生産緑地法及び本市運用方針に基づき指定する。 | 市街化区域内の良好な都市環境の形成が図られる。 | 生産緑地指定<br>351 地区<br>103.43ha | 関係機関と連携を図りながら、追加指定する。 |

### ③農業体験施設の利用支援

- ・民間が設置する体験農園、市民農園及び観光農園等について市の出版物やホームページ等により、ピーアールします。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                               | 平成 22 年度末現在の状況 | 平成 27 年度目標 |
|--|-------------------------------------|----------------|------------|
| <b>農業体験施設の利用支援</b><br>民間が設置する体験農園・市民農園・観光農園等についてPR活動を実施する。 | 農業経営基盤の強化や市民の農業理解の促進並びに食育の推進等が図られる。 | 随時実施           | 随時実施       |

## 基本方針 2

### 魅力ある都市公園を創出します

#### 1) 緑の基盤となる都市公園を増やす

##### ①都市公園の配置、整備

- ・身近にある街区公園から、市民全体を利用対象とする総合公園まで、市民がいつでも都市公園を利用できるよう適正な配置をします。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                                    | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標   |
|--|--|--|--|
| <b>都市公園の配置、整備</b><br>現状の公園の整備状況を把握し、整備重点地区（一人当たりの公園面積 1 m <sup>2</sup> /人以下の地区 八幡・中山・本八幡駅前・信篤の 4 地区）を定めて、整備を進める。 | 各地区の公園整備量の平準化が図られ、より多くの市民が公園を利用できるようになる。 | 市民一人当たりの公園面積は 3.08 m <sup>2</sup> /人あるが、市民一人当たりの公園面積 1 m <sup>2</sup> /人以下の地区が 4 地区ある。 | 市民一人当たりの公園面積が 1 m <sup>2</sup> /人以下の地区の配置、整備方針（案）の策定を行う。 |

##### ②都市公園の用地確保

- ・買収による確保を行うほか、借地方式や関連施設との一体整備、既設公園の統合・再編、生産緑地の転換等により、都市公園の用地確保を推進します。
- ・工場の移転等による跡地は、都市公園の用地としての活用も検討します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標   |
|--|--|--|--|
| <b>都市公園の用地確保</b><br>・地価が高い市街地において、借地による公園用地の確保を積極的に進める。<br>・道路事業等の公共事業により生じた残地や、公拡法に基づく土地の買収希望申出を活用する。 | 身近な憩いの場や住民のコミュニティ活動、子どもの遊び場等が確保されるとともに、災害発生時には防災活動拠点や延焼防止帯となる。 | 都市公園数<br>381 箇所<br>全体面積<br>146.36ha<br>市民 1 人当りの公園面積<br>3.08 m <sup>2</sup> /人 | 全体面積<br>182.2ha<br>市民 1 人当りの公園面積<br>3.85 m <sup>2</sup> /人 |

##### ③身近な小広場（ポケットパーク）等の整備

- ・地域のシンボル及び地区住民の憩い、語らいの場として、住宅密集地や商業地等の道路や川沿いに小広場（ポケットパーク）を整備します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況                  | 平成 27 年度目標             |
|--|--|---------------------------------|------------------------|
| <b>ポケットパークの整備</b><br>道路や河川事業等の公共事業により生じた残地を活用し、ポケットパークを整備する。 | 地域のシンボル性及び景観を高め、地域住民の憩いと語らいの場が確保でき、暮らしやすい都市環境の形成につながる。 | 残地等が発生した際には、適宜ポケットパークとして整備している。 | 新たに残地等が発生した場合、整備を推進する。 |



## 2) 都市公園の魅力高める

### ①公園の再整備の推進

- ・子どもの多い地域では遊具を充実したり、高齢者の多い地域ではベンチ・花壇・芝生等の憩いの場を充実する等、公園利用の多様化、高齢社会の到来、地域住民のニーズに適した魅力ある公園として再整備を推進します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                                    | 平成 22 年度末現在の状況        | 平成 27 年度目標                        |
|---|--|-----------------------|-----------------------------------|
| <b>緑のリニューアル計画の策定</b><br>社会環境の変化に合わせて、既存の公園のリニューアル計画を策定する。 | 市民ニーズに合致した親しみの持てる公園づくりが図られ、公園利用の促進につながる。 | 行徳地区は緑のリニューアル計画を策定済み。 | 行徳地区を除く「緑のリニューアル計画」を策定し、整備を進めていく。 |

### ②自然環境を活かした都市公園の整備

- ・貴重な動植物がみられる樹林地等、自然環境を有する公園では動植物等の生息・生育環境の保全に配慮した整備を行います。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標  |
|--|---|--|---|
| <b>自然環境を活かした都市公園の整備</b><br>樹林地などの自然環境を有した公園緑地については、植生調査等を行い動植物等の生息・生育に配慮した整備計画を策定し、それに基づき整備を進める。 | 自然とのふれあいの場を整備することにより、自然観察などの環境学習の場が確保されると共に、精神的リフレッシュの場として活用される。            | 都市緑地の開設面積<br>39.50ha<br>(じゅん菜池緑地、北国分第 1・2 緑地、若宮第 1・2 緑地、曾谷緑地等) | 都市緑地の開設面積<br>44.61ha<br>(国府台緑地、北国分第 5 緑地等)                          |
| <b>国分川調節池上部活用事業</b><br>多様な生き物の生息空間となる内陸湿地の復元を図る。   | 洪水時に河川から洪水が流入する調節池であるため、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境の保全・創出が図られ、自然環境学習の場として活用できる。 | 平成 19 年度から国分川調節池を育む会によって検討を重ね、平成 21 年度末に基本設計が完了した。             | 市の全体整備予定区域面積約 9.8ha のうち、約 4.8ha の整備並びに管理棟建設が完了予定。工事を完了した部分から、市民に開放。 |
| <b>国府台緑地整備事業</b><br>自然的景観に優れた国府台緑地の既存の樹林地を保全・活用する。   | 多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、市民の環境活動や学習などの拠点となる。                                  | 樹林地の現状を評価するため、植生、地形、貴重な動植物の生息・生育環境の調査を実施した。                    | 樹林地の評価結果を受け、緑地の整備を進めていく。  |

リーディング

リーディング

### ③特色ある都市公園の整備

- ・自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園づくりを推進するため、専門家を交えた地域住民によるワークショップ方式等を活用した公園づくりを推進します。
- ・都市公園の新規整備やリニューアルの際に市川市の特色であるクロマツの植樹について生育に適した環境の検討を踏まえたうえで推進します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標  |
|--|---|--|---|
| <b>国分川調節池上部活用事業</b><br>地域住民のワークショップである国分川調節池を育む会において、上部活用の検討を行う。             | 自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園となり、自然環境学習の場となるとともに、公園利用の促進につながる。                           | 平成 19 年度から国分川調節池を育む会によって検討を重ね、平成 21 年度末に基本設計が完了した。             | 市の全体整備予定区域面積約 9.8ha のうち、約 4.8ha の整備並びに管理棟建設が完了予定。工事を完了した部分から、市民に開放。 |
| <b>国府台緑地整備事業</b><br>国府台緑地の保全・活用について、ワークショップ方式によって検討を重ね、整備を行う。                | 地域の人々にも親しまれる、明るく、人が集う、生き物が豊かな里山としての再生が図られる。   | 市民参加のワークショップの提言を参考として、人と自然・人と人のふれあいが広がる「里山活動」をテーマとした整備方針を策定した。 | 国府台緑地整備方針に基づき、整備を進めていく。   |
| <b>小塚山公園整備拡充事業</b><br>自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園づくりを、地域住民の意見・要望を聞きながら整備する。 | 自然とのふれあい、体験、学習、憩いの場として整備拡充し、地域の特性を活かした公園づくりが図られ、公園利用が促進されるとともに、潤いと安らぎあふれる緑豊かな街づくりにつながる。 | 市民参加のワークショップの提言を参考として、環境活動、レクリエーション、市川の原風景等に着眼した整備方針を策定した。     | 谷津地形等の自然条件を活かした整備を進めていく。  |

リーディング

リーディング

リーディング

### ④安全・安心の公園整備

- ・公園内における犯罪の防止を図るため、見通しを確保するとともに照明等の付帯施設を充実します。また、公共施設と一体となった公園づくりを進めます。

| 事業の名称・概要                                    | 事業の効果                          | 平成 22 年度末現在の状況           | 平成 27 年度目標              |
|---|--------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| <b>安全・安心の公園整備</b><br>市民が安全・安心に利用できる公園整備を行う。 | 公園の安心・安全が確保され、市民の公園利用の促進が図られる。 | 見通し確保(園灯設置・下枝の剪定等) 18 公園 | 見通し確保(園灯設置・下枝の剪定) 37 公園 |

### ⑤ユニバーサルデザインの公園整備

- ・公園内の園路、トイレ、水飲み場等の施設を全ての人が気持ち良く利用でき、人々の憩いの場となる公園整備を進めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                                  | 平成 22 年度末現在の状況                                       | 平成 27 年度目標   |
|--|--|--|--|
| <b>ユニバーサルデザインの公園整備</b><br>全ての公園を対象に都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)に基づいた施設のバリアフリー化を行う。 | 高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上が図られる。 | 入口段差解消 29 公園<br>車椅子対応水飲み器設置 10 公園<br>多目的トイレの件数 10 公園 | 入口段差解消 34 公園<br>車椅子対応水飲み器設置 15 公園<br>多目的トイレの件数 10 公園 |

### 基本方針 3

#### 公共施設の緑を増やします

#### 1) 公共公益施設の緑を増やす

##### ①公共施設の緑化推進

- ・児童遊園、住民サービス施設等の公共施設の緑化を推進します。
- ・児童遊園は、状況に応じて拡張整備を行い都市公園として位置づけていくほか、新規の整備を推進します。
- ・市役所、公民館等人々が多く集まる公共施設の敷地については、緑化率を向上します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                               | 平成 22 年度末現在の状況     | 平成 27 年度目標                  |
|--|-------------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| <b>公共施設緑化推進方針の策定</b><br>公共施設緑化推進方針を策定し、公共施設の緑化率の向上を図る。 | 市が積極的に緑化推進することにより、市民の緑化に対する啓発につながる。 | 公共施設緑化推進方針（素案）の策定中 | 公共施設緑化推進方針を策定し、各公共施設の緑化を図る。 |

##### ②モデル緑化の推進

- ・建築物の屋上・壁面緑化等の新しい技術による緑化手法を採用したり、パーゴラ、植え込み等少ないスペースを有効に利用した、民有地緑化のモデルとなるような緑化を推進します。
- ・公共施設の生垣化、中高木の植栽、屋上壁面緑化・道路緑化の視点から、地域にふさわしい植栽、維持管理の方針となる「（仮称）公共施設緑化推進方針」を策定します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                               | 平成 22 年度末現在の状況     | 平成 27 年度目標                    |
|---|-------------------------------------|--------------------|-------------------------------|
| <b>公共施設緑化推進方針の策定</b><br>公共施設緑化推進方針を策定し、民有地緑化のモデルとなる緑化を行う。 | 市が積極的に緑化推進することにより、市民の緑化に対する啓発につながる。 | 公共施設緑化推進方針（素案）の策定中 | 公共施設緑化推進方針を策定し、モデル的公共施設緑化を行う。 |

##### ③大規模施設の緑の拠点づくり

- ・江戸川第一終末処理場等、地域の拠点となる大規模な施設については、施設の上部や周辺の緑化を推進します。
- ・シンボリックな緑化、水辺環境に配慮した緑の拠点を創出します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況                                     | 平成 27 年度目標  |
|--|--|--|---|
| <b>国分川調節池上部活用事業</b><br>都市の広大なオープンスペースである国分川調節池の上部を水と緑の拠点として整備する。 | 池、湿地、草地などを中心に緑あふれるビオトープ拠点及びレクリエーション拠点となり、地域の魅力創出につながる。 | 平成 19 年度から国分川調節池を育む会によって検討を重ね、平成 21 年度末に基本設計が完了した。 | 市の全体整備予定区域面積約 9.8ha のうち、約 4.8ha の整備並びに管理棟建設が完了予定。工事を完了した部分から、市民に開放。 |

リーディング

#### ④水循環に配慮した施設整備の推進

- ・水マスタープランに基づき、良好な水循環の保全・形成を進めるため道路、公共施設等の公共空間では、透水性舗装や敷地内緑化を行います。また、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                             | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標 |
|---|-----------------------------------|--|------------|
| <b>浸透施設設置の促進</b><br>・市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（H17.7.1 施行、通称市民あま水条例）に基づく新築・増築建築物への浸透施設設置の推進<br>・助成金制度による既存建築物への浸透施設設置の促進（H10 年度～） | 土壌が潤い、地下水が涵養され、良好な水循環の保全・形成が図られる。 | ・市民あま水条例<br>浸透樹 8,077 基<br>浸透トレンチ 619m<br>・助成金制度<br>浸透樹 237 基<br>浸透トレンチ 116m |            |

#### ⑤生息環境に配慮した緑化の推進

- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、公共施設に野鳥や昆虫等の生息環境を形成する樹木の植栽やトンボ等が生息できる池等を整備して、生物多様性ネットワークの一翼を担います。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                                     | 平成 22 年度末現在の状況                       | 平成 27 年度目標                     |
|--|---|--------------------------------------|--------------------------------|
| <b>生息環境に配慮した緑化の推進</b><br>野鳥や昆虫等の生育環境を形成する樹木の植栽やトンボ等が生息できる池等を公共施設に整備する。 | 生物多様性ネットワークの一翼を担い、さまざまな動植物の生息、育成環境がつけられる。 | 江戸川河川敷にビオトープを整備し、近隣の小学校が環境学習に活用している。 | 生物の生息環境になり得るビオトープの設置に努めていく。    |
| <b>公共施設緑化推進方針の策定</b><br>公共施設緑化推進方針を策定し、生物の生息環境に配慮した公共施設緑化を進めていく。       | 生態系に配慮した公共施設となり、市民の自然環境に対する啓発につながる。       | 公共施設緑化推進方針（素案）の策定中                   | 公共施設緑化推進方針を策定し、生物環境に配慮した緑化を図る。 |

#### ⑥道路緑化の推進

- ・外かん道路のような幅員が広く市の都市軸となるような幹線道路は、植栽スペースを十分に確保する等、沿道環境に配慮した植栽を進めます。
- ・緑豊かな空間を形成するため、緑視効果の高い樹種の導入等により、ボリューム感のある緑を創出します。
- ・駅前広場には、シンボルツリーの植樹等を進めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況       | 平成 27 年度目標                                 |
|--|---|----------------------|--|
| <b>道路緑化の推進</b><br>外環道路、都市計画道路の整備により緑化空間を確保し、沿道環境に配慮した植栽を進める。 | 沿道環境、都市景観の向上につながる。  | 道路緑化における街路樹の緑被率：1.9% | 外環道路、都市計画道路 3.4.18 号の整備により、道路緑化を推進する。      |
| <b>ガーデニング・シティ いちかわ</b><br>主要な道路や駅前広場に花壇の整備や草花・花木の植栽等を行う。     | 花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進される。 | 平成 22 年度は計画検討を行った。   | 幹線道路に花壇を順次設置していくとともに、適切な維持管理を行い、道路緑化を推進する。 |

## 2) 緑の学校づくりを推進する

### ①学校の緑化の推進

- ・小中学校を地域の緑の核とし、屋上や壁面の緑化、校庭の緑化、生垣や花壇の設置、緑に囲まれた通学路の整備等を進めます。
- ・緑化に当たっては、子どもたちの思い出となり、また大木となるシンボル樹の植栽を推進します。
- ・休日や夏休み等については、学校教育との調整を図りながら緑にふれられる場として地域への校庭の開放を進めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標                   |
|--|--|--|------------------------------|
| <b>学校の緑化の推進</b><br>屋上や壁面の緑化、校庭の緑化（芝生化）、生垣や花壇の設置により、学校の緑化を推進する。 | 児童生徒の心身に及ぼす効果、教育的効果、環境保全効果、断熱効果、地域の景観向上、憩いの場が提供される。<br>また、ヒートアイランド化の抑制に役立てるとともに、校庭の芝生に親しみ、学習していくことで、子どもたちの健全育成が図られる。 | (校庭緑化)<br>大和田小学校 3,415 m <sup>2</sup><br>南新浜小学校 1,380 m <sup>2</sup><br>中国分小学校 827 m <sup>2</sup><br>新浜幼稚園 30 m <sup>2</sup><br>南行徳幼稚園 40 m <sup>2</sup><br>大洲幼稚園 13 m <sup>2</sup><br>稲荷木幼稚園 30 m <sup>2</sup><br><br>(屋上緑化)<br>稲荷木小学校 273 m <sup>2</sup><br>富美浜小学校 273 m <sup>2</sup><br>第七中学校 960 m <sup>2</sup><br>南行徳小学校 128 m <sup>2</sup><br><br>(壁面緑化)<br>南新浜小学校 500 m <sup>2</sup><br>富美浜小学校 400 m <sup>2</sup> | 国分小学校、第四中学校においてベランダ庭園の整備を行う。 |

### ②環境学習等の推進

- ・小中学校の敷地内にトンボ池等身近な小動物や昆虫等が生息できる空間をつくり、生態観察を通して自然の大切さを学べる場の形成を推進します。
- ・子どもたちが、学校の花壇づくりや地域の農家の方々の協力のもと野菜づくりをしたり、収穫をしたりする農業体験、樹林地での自然体験活動等の環境学習を推進します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果             | 平成 22 年度末現在の状況                                      | 平成 27 年度目標                                       |
|---|-------------------|---|--|
| <b>環境学習等の推進</b><br>・学校版環境 I S O を毎年 5 校指定し、26 年度末で市内全校が指定される予定。その内容としては、環境保護・省エネルギー活動が多いが、校内の木々に名札をつけたり、木や花を植える活動・野鳥の観察等に取り組んでいる。<br>・校内の花壇を利用して田植えを行ったり、作物を育てたりしている。 | 子どもたちの環境への意識が高まる。 | ・学校版環境 I S O 指定校 40 校<br>・小学校では、各校とも自然体験活動に取り組んでいる。 | ・学校版環境 I S O の指定が終わり、各校の実態に合わせた自然観察・自然体験活動に取り組む。 |

## 基本方針 4

### 民有地の緑を増やします

#### 1) 緑あふれるまちづくりの推進

##### ①住宅地の緑化の推進

- ・戸建住宅の新築や改築時に対する緑化指導を進めます。
- ・公共性がある駐車場の設置にあたっては生垣等による緑化を指導・支援します。
- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、住宅地の庭やベランダに野鳥や昆虫の生息環境の一部を担う樹木や小池、水鉢を配置する等のエコアップを推進します。
- ・沿道の民有地では、潤いのある景観を形成していくとともに、地域の安全性を高めるために、ブロック塀の生垣化の助成制度を拡充します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標  |
|---|--|---|-------------|
| <b>戸建住宅の緑化指導</b><br>戸建住宅については、緑化推進に努めていく。<br>なお、風致地区での新築・改築については、緑化するよう指導する。  | 市民が身近に感じる緑量が増えることにより、地域の良好な生活環境の保全に寄与する。<br>また、身近な生き物等に対する市民の関心が高まり、エコアップの推進につながる。 | 平成 22 年度風致地区緑化義務件数<br>74 件  | 適切な緑化指導を行う。 |
| <b>駐車場の緑化指導</b><br>商業・事業所系駐車場については、市川市環境保全条例により、駐車場も含めた敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の工場・事業場に対し緑化基準に応じた緑化を指導しています。(緑化基準：工場については、用途地域により 10%~20%以上、事業場については、用途地域に関係なく一律 10%以上) | 市民が身近に感じる緑量が増えることにより、地域の良好な生活環境の保全に寄与する。   | 緑地面積<br>771,785 m <sup>2</sup><br>(540 事業所<br>敷地面積 5,619,573 m <sup>2</sup><br>緑化率 13.7%) | 適切な緑化指導を行う。 |
| <b>生垣助成事業</b><br>敷地接道部に対する生垣整備への PR 及び整備費用の一部を助成する【市川市緑の基金】。<br>事業を実施する財団法人市川市緑の基金に対して補助金を交付する。   | ・身近な緑量が増えて、緑あふれる街並み景観が向上する。<br>・ブロック塀の減少による防災効果が期待される。                             | 件数：356 件<br>整備延長：5,690m<br>(平成元年度からの累計)   | 目標件数：20 件/年 |

## ②オープンガーデンの推進

- ・花や緑で飾られた市街地の庭は、市街地における街並み緑化にふさわしい役割を担うことから、オープンガーデンを推進し、人と人との交流や自然とのふれあいの場を創出します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況                     | 平成 27 年度目標  |
|---|--|------------------------------------|---|
| <b>ガーデニング・シティ いちかわの推進</b><br>・「ガーデニング・シティ いちかわ サポーター」の活動支援を実施することで、まちに彩りを与えると共に、健康都市いちかわの実現を目指す。<br>・「まちなかガーデニングフェスタ」の開催により、市民意識の高揚を図り、個人宅の庭や事業所の敷地等の活用を推進していく。 | 「まちなかガーデニングフェスタ」の開催によりオープンガーデンの機会を提供することで、ガーデニングに取り組む人口が拡大するとともに、市民や事業者といった幅広い協働により、オープンガーデンの増加を図り緑あふれる街づくりの推進へつなげる。 | 平成 23 年度からの事業のため、平成 22 年度末現在では未実施。 | ・個人宅及び事業者の庭や花壇のオープンガーデン化を図る。<br>・市川ガーデニングクラブの活動を促進し、公園花壇をイベントとして活用する。 |

リーディング

## ③屋上や壁面への緑化の推進

- ・建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化は、市街地のヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから支援します。
- ・高層建築物には、周辺環境に配慮し、緑化施設整備計画認定制度による屋上等の緑化を推進します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標   |
|--|--|---|--------------|
| <b>屋上等緑化助成事業</b><br>・商業地域等、地上部に緑化施設を設けられない場所や、事業所等の屋上等の緑化を広め、都市環境の改善に寄与させる【財団法人市川市緑の基金】。<br>・事業を実施する財団法人市川市緑の基金に対して補助金を交付する。 | 建物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより、快適な環境を創出すると共に、ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー効果、及び生物の生息環境の創出が期待できる。 | 件数 35 件<br>（屋上 31 件 1,253.8 ㎡、ベランダ 2 件 27.98 ㎡、壁面 2 件 9 ㎡）<br><br>緑化面積 1,290 ㎡（平成 13 年度からの累計） | 目標箇所数 5 箇所／年 |

## ④総合設計制度や地区計画等による緑化の推進

- ・市街地緑化の充実をめざして、総合設計制度や地区計画制度を活用して、幹線道路沿いや駅前地区等に公開空地や沿道の緑の確保を進めます。
- ・オープンスペースの創出に努めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況     | 平成 27 年度目標           |
|--|---|--------------------|----------------------|
| <b>地区計画制度の活用</b><br>関係権利者の合意により地区計画を定めることにより、沿道における緑地などのオープンスペースの確保や、地区施設としての緑地・広場の確保が可能となる。 | 緑地などのオープンスペースが創出され、良好な都市環境や、緑豊かなまちなみ景観が形成される。 | 15 地区において地区計画を定めた。 | 引き続き地区計画指定地域の拡大に努める。 |

### ⑤緑地協定の推進

- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業では市民・事業者による緑地協定制度の適用を進めます。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標 |
|---|---|--|------------|
| <b>緑地協定の推進</b><br>都市緑地法に基づき、土地所有者がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し市が認可する。 | 市民等が協力して地域の緑地の保全及び緑化を進めることとなり、良好な環境が確保される。<br>また、法律に基づき市が認可するため、長い期間にわたりその緑を保つことができる。 | 緑地協定<br>11 箇所 (5.59ha)<br><br>宅地開発事業<br>11 箇所 (5.59ha)<br>共同住宅 10 箇所 (5.15ha)、<br>戸建宅地分譲 1 箇所 (0.44ha) |            |

### ⑥商業・業務地の緑化の推進

- ・市川駅、本八幡駅、行徳駅の周辺等、商業・業務地においても緑化の推進に努めます。  
 まとまった緑化スペースが確保できない中心市街地では、屋上や壁面への緑化、花鉢、ハンギングバスケットの設置等、少ないスペースを有効に利用した緑化を指導・支援します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標                                   |
|---|---|---|--|
| <b>商業・業務地の緑化の推進</b><br>・公共性の高い施設（道路、駅前等）において、緑化モデル地区を選定し、植栽等に必要な助成を行う【財団法人市川市緑の基金】。<br>・事業を実施する財団法人市川市緑の基金に対して補助金を交付する。 | 公共性の高い場所における緑化を地域主導で行うことで、緑あふれる街並み景観が形成される。                 | <b>【緑化モデル地区】</b><br>申請件数<br>平成 20 年度<br>1 件<br>平成 21 年度<br>4 件<br>平成 22 年度<br>2 件 |  |
| <b>ガーデニング・シティ いちかわ</b><br>主要な道路や駅前広場（妙典駅、行徳駅、南行徳駅、市川駅、本八幡駅、京成八幡駅）に花壇の整備や草花・花木の植栽等を行う。                                   | 花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進される。 | 平成 22 年度は計画検討を行った。  | 主要な駅前広場等に花壇を順次設置していくとともに、適切な維持管理を行い、緑化を推進する。 |

リーディング



### ⑦工場等の緑化の推進

- ・「工場等の緑化に関する要綱」に基づく緑地面積の確保等、地域の緑を増やすための協力を要請、指導します。
- ・工場等の敷地内に植栽や池の造成等、野鳥や昆虫等の小動物が生息するビオトープづくりを支援します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                      | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標 |
|--|----------------------------|--|------------|
| <p><b>工場等の緑化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市川市環境保全条例により、敷地面積 500 ㎡以上の工場・事業場に対し緑化基準に応じた緑化を指導する。<br/>（緑化基準：工場については、用途地域により 10%～20%以上、事業場については、用途地域に関係なく一律 10%以上）</li> <li>※平成 19 年 7 月から条例により指導しております。</li> </ul> | <p>地域の良好な都市環境の形成に寄与する。</p> | <p>緑地面積：771,785 ㎡<br/>(540 事業所)<br/>敷地面積：5,619,537 ㎡<br/>緑化率：13,7%</p> |            |

## 基本方針5

### 水と緑のネットワークを形成します

#### 1) 機能別のネットワークを形成する

##### ①ビオトープネットワークの形成

- ・生き物の生息・移動空間としての公園や樹林地等の拠点間を結ぶ河川や道路を緑化し、多様な生き物の移動が可能な生物多様性ネットワークの形成を進めます。
- ・樹林地等が分断される場所には多様な生き物が移動可能なエコロード等の手法を導入し、生息環境の分断を防止します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                                       | 平成22年度末現在の状況   | 平成27年度目標      |
|---|---|----------------|---------------|
| <b>生物多様性ネットワークの形成</b><br>河川や道路の緑化等に配慮した公共施設緑化推進方針を策定し、みどりの基本計画にある環境保全系統緑地に配慮した生物多様性ネットワークの形成を目指す。 | 生物多様性ネットワークが形成されることにより、生態系にも配慮した街づくりが推進される。 | 公共施設緑化推進方針を策定中 | 公共施設緑化推進方針を策定 |

##### ②防災ネットワークの形成

- ・避難地としての役割を担う公園、緑地や江戸川河川敷を街路樹のある道路や緑道で結び、防災ネットワークの形成を進めます。
- ・避難路として役割を担う都市計画道路等では、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯として機能を有する緑化を推進します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                   | 平成22年度末現在の状況                           | 平成27年度目標   |
|--|-------------------------|--|------------|
| <b>生垣助成制度</b><br>敷地接道部に対する生垣整備へのPR及び整備費用の一部を助成する。<br><b>【財団法人市川市緑の基金】</b><br>事業を実施する財団法人市川市緑の基金に対して補助金を交付する。 | ブロック塀の減少により、防災効果が期待される。 | 件数 356件<br>整備延長 5,690m<br>(平成元年度からの累計) | 目標件数：20件/年 |

##### ③レクリエーションネットワークの形成

- ・公園、緑地を結ぶ河川、道路沿いには、休憩施設を配置して、周辺の景観や史跡等、地域の特色を楽しむことができるレクリエーションネットワークを形成します。
- ・江戸川の河川敷は、重要な郷土景観及び市民が水辺の自然とふれあうレクリエーション活動ができる場として、水辺の自然を活かした整備を進めます。
- ・旧江戸川は、沿川地域のレクリエーションの軸として、緩傾斜護岸と一体となった緑道の整備を進めます。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果   | 平成22年度末現在の状況                  | 平成27年度目標                    |
|---|---|-------------------------------|-----------------------------|
| <b>江戸川活用総合計画の推進</b><br>江戸川活用総合計画に基づき、江戸川をより利用しやすくするため、休憩施設や坂路等の施設整備を推進する。 | 市民が江戸川をより利用しやすくなることによって、身近なレクリエーションの場として利活用できる。 | 根本、大洲での坂路整備、江戸川サイン整備等が終了している。 | 大和田地区、国府台地区の坂路の整備を国に要望していく。 |

#### ④風の道づくりの推進

- ・ ヒートアイランド現象や大気汚染の緩和を図るため、江戸川や東京湾等の冷涼な川風や海風を市街地に運ぶ風の道づくりを進めます。
- ・ 江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図るとともに、調節池の周辺及び幹線道路の緑化を推進し、風の通り道を形成します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況      | 平成 27 年度目標                   |
|---|--|---------------------|------------------------------|
| <b>公共施設緑化推進方針の策定</b><br>公共施設緑化推進方針を策定し、河川や道路の緑化を推進する。 | 河川や道路の緑化に伴い、風の通り道を形成することにより、ヒートアイランド現象等を緩和するとともに、都市環境の保全に寄与する。 | 公共施設緑化推進方針（素案）の策定中。 | 公共施設緑化推進方針に沿い、河川や道路の緑化を推進する。 |

#### ⑤桜ネットワーク整備構想の推進

- ・ 桜並木および桜公園等のネットワーク化を推進します。特に、江戸川沿いに点在する既存の桜を連続させるため、堤防天端部を拓げて植栽し、里親制度で管理していく江戸川桜並木整備事業を推進します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果                         | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標                           |
|---|-------------------------------|---|--------------------------------------|
| <b>桜ネットワーク整備構想の推進</b><br>江戸川に桜を植栽し、江戸川と市内の小河川や公園を「さくら」で結ぶ。なお、実施にあたっては、桜オーナー制度を活用する。 | 良好な水辺空間の創出と、思い出に残る郷土景観が形成される。 | 広尾防災公園内への 50 本の桜の植樹など、平成 16～21 年度の期間に、さくらオーナー制度で 5 箇所 167 本を植樹した。 | 植樹候補地について国・県と調整を図り、市民の参加による植樹を行っていく。 |

## ⑥大規模な公園緑地等のネットワークの形成

- ・大規模な公園緑地等のネットワーク化をめざし、北西部では「水と緑の回廊」、南部では「緑の遊歩道」「緑のふれあいネットワーク」の形成を推進します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標                                     |
|---|--|---|--|
| <b>北東部水と緑の回廊計画事業</b><br>北東部地域の緑豊かな資源を守るためにネットワーク化を目指し、北東部水と緑の回廊を整備する。   | 散策を通じて市民をはじめ多くの方々の心身の健康の増進が図られる。                             | 北西部水と緑の回廊のルートの整備が終了。北東部水と緑の回廊の整備を検討中。                       | 平成 27 年度に北東部水と緑の回廊の整備を終了し、市民利用に供する。            |
| <b>小塚山公園整備拡充事業</b><br>北西部における水と緑のネットワークの中心となる「緑の拠点」づくりの一環として、小塚山公園を堀之内貝塚公園と連携強化を図るとともに、都市における自然の減少、市民の緑に対する関心の高まりに対応し、環境活動やレクリエーション、市川の原風景を有する特色のある地区公園として拡充整備する。 | 多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、地域レベルでの市民の環境活動や学習などの拠点となる。            | 緑のネットワークの連続性を確保するため、隣接する既存の小塚山公園との連絡路等の整備方法について、外環道路事業と調整中。 | 周辺の公園緑地等との連続性を考慮しながら、基本設計・実施設計の後、施設整備を進める。     |
| <b>国府台緑地整備事業</b><br>北西部における水と緑のネットワークの中心となる「緑の拠点」づくりの一環として、自然的景観に優れた国府台緑地を保全・活用することにより、江戸川から堀之内貝塚公園にいたる緑の資源の連続性を確保すると共に、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図る。                     | 北西部における水と緑のネットワーク化により、人と緑のかかわりを大切にし、潤いと安らぎあふれる緑豊かな街づくりにつながる。 | 「水と緑の回廊」の散策園路等を整備した。  | 自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえながら、基本設計・実施設計の後、施設整備を進める。 |

リーディング

リーディング

リーディング

## 基本方針6

### 緑のパートナーシップを推進します

#### 1) 緑と花に対する関心を高める

##### ①啓発活動の推進

- ・ 緑と花のリーフレット、パンフレット、各種ポスター等、出版物を発行して啓発活動を推進します。
- ・ 屋上・壁面緑化等新しい緑化手法の紹介や緑地の維持管理に関する情報、緑地の管理ボランティアの募集等、「広報いちかわ」やホームページを通じて広く啓発します。
- ・ 自治会活動への参加や様々な企業イベントとタイアップして、緑に関するピアーール活動を推進します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                   | 平成 22 年度末現在の状況                     | 平成 27 年度目標      |
|--|-------------------------|------------------------------------|-----------------|
| <b>ガーデニング・シティいちかわの推進</b><br>・「ガーデニング・シティいちかわサポーター」の活動支援を実施することで、まちに彩りを与えると共に、健康都市いちかわの実現を目指す<br>・専用 Web の活用による情報共有により活動の拡大を図る。 | 花や緑に対する興味・関心を持つ市民が増加する。 | 平成 23 年度からの事業のため、平成 22 年度末現在では未実施。 | 継続的にサポーターを募集する。 |

リーディング

##### ②緑と花のイベントの開催

- ・ 緑化フェアや花めぐりツアー等、緑と花のイベントを充実します。
- ・ 市民、事業者と幅広いパートナーシップを推進するために緑と花に関するコンクール、展覧会等を開催します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                                      | 平成 22 年度末現在の状況                     | 平成 27 年度目標                                    |
|--|--|------------------------------------|---|
| <b>バラフェスタの開催</b><br>市川市の花「バラ」を広く PR するために、財団法人市川市緑の基金により「バラフェスタ」を開催する。           | バラフェスタを開催することによって市民の花への関心が高まる。             | 平成 22 年度は「バラフェスタ」を年 2 回開催した。       | 引き続き「バラフェスタ」を開催する。                            |
| <b>ガーデニング・シティいちかわの推進</b><br>・「ガーデニングコンテスト」の実施、「まちなかガーデニングフェスタ」の開催により、市民意識の高揚を図る。 | ガーデニング人口の拡大と幅広い協働の推進を図ることで、緑あふれる街づくりにつながる。 | 平成 23 年度からの事業のため、平成 22 年度末現在では未実施。 | ガーデニングコンテストの参加者の増加により、街のいたるところに花や緑が広がる街並みとする。 |

リーディング

### ③緑と花の講習会の充実

- ・市の木「クロマツ」、市の花「バラ」等の庭木や園芸種の講習会を開催するとともに緑と花に関する相談室を充実します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況    | 平成 27 年度目標  |
|---|---|-------------------|---|
| <b>花と緑の講習会の開催</b><br>財団法人市川市緑の基金による花に関する講座及び緑に関する講座を実施する。 | 中高年の生きがいづくり、家庭園芸による身近な緑化の推進や、緑地保全の推進が図られ、緑や花に関する意識が高まる。 | バラ年間育成講座や緑の講座を実施。 | 緑の市民大学に代わり、緑の講座を充実していく。<br>時代のニーズや参加者の反応等を見ながら講座の内容を変更する。 |

## 2) 緑と花の組織（人）をつくる

### ①緑の調査専門委員の活用

- ・市民や学識経験者の中から、緑の調査専門委員を委嘱し、緑の保全に関する市への意見、提言を始め公園のあり方等について意見や提言を求めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                           | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標 |
|--|---------------------------------|---|------------|
| <b>緑の調査専門委員の活用</b><br>緑の保全や公園のあり方等に関して専門的見地からの意見、提言を求める。 | 広い視野の評価を行うことにより、効果的な施策の展開につながる。 | 市川市みどりの基本計画の第 1 次アクションプランについての意見、提言を受けた。<br>緑地の寄付の申し出で事案に対し、専門的な見地から意見を受けた。 |            |

### ②緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進

- ・緑と花にかかわる様々な市民団体のネットワーク化を推進し、グループ間の情報交換や交流の機会等を設けます。

| 事業の名称・概要                     | 事業の効果 | 平成 22 年度末現在の状況 | 平成 27 年度目標 |
|------------------------------|-------|----------------|------------|
| <b>市民団体のネットワーク化</b><br>内容検討中 |       | 未実施            | 次期対応       |

### ③緑地の管理ボランティアの育成

- ・講習会やイベント等の周知活動を充実し緑地の保全や緑化活動に自主的に参加する緑地の管理ボランティアを育成します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果              | 平成 22 年度末現在の状況                           | 平成 27 年度目標                              |
|--|--------------------|--|---|
| <b>花と緑の市民活動に対する支援</b><br>緑と花の市民大学修了生が立ち上げたボランティア団体の活動支援を行う。【財団法人市川市緑の基金】 | 市民の自発的な緑化活動が促進される。 | バラボランティアへの指導、助言、支援及び里山ボランティアの設立支援、指導、助言。 | バラボランティアと里山ボランティアに対して、指導、助言、助成等の支援に努める。 |

#### ④（仮称）緑の市民大学の設置

- ・市民一人ひとりが緑や花に関心を持ち、緑地の保全や緑化活動に自主的に参加できるよう知識や技術を提供する「（仮称）緑の市民大学」を設立し、生涯学習の一環として展開します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果  | 平成 22 年度末現在の状況   | 平成 27 年度目標   |
|--|--|--|--|
| <b>緑と花の市民大学の設置</b><br>緑の講座（緑の基礎講座・緑の実践講座）及び花の講座（バラ年間育成講座・みんなで楽しい園芸講座・生垣づくり講座等）を開催する。 | 緑や花に対する興味・関心の向上及び緑化活動への自主的な参加につながる。<br>家庭園芸による身近な緑化の促進が図られる。 | 平成 18 年度～平成 22 年度各講座修了者数<br>・緑の講座：延べ 237 名<br>・花の講座：延べ 411 名 | 緑と花の市民大学は平成 23 年度に事業終了。<br>平成 24 年度からは緑の基金を主体に、同様の講座を開催していく。 |

### 3) 緑と花の活動への支援

#### ①市民参加の公園・緑地づくり

- ・新たな公園の整備及び今ある公園の改修については、市民が主体となって計画策定に参加する等、利用者の意見を踏まえた公園づくりや公園利用のルールづくりを進めます。
- ・街区公園等の身近な公園・広場、道路の緑については、市民の創意工夫に基づく維持・管理（里親制度の導入等）を推進します。
- ・市民参加の公園計画や管理については、市が支援していきます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                                     | 平成 22 年度末現在の状況                                     | 平成 27 年度目標  |
|--|---|--|---|
| <b>国分川調節池上部活用事業</b><br>ワークショップである国分川調節池を育む会において検討を行い、施設整備を進めていく。 | 利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色のある公園となり、公園利用の促進につながる。 | 平成 19 年度から国分川調節池を育む会によって検討を重ね、平成 21 年度末に基本設計が完了した。 | 市の全体整備予定区域面積約 9.8ha のうち、約 4.8ha の整備並びに管理棟建設が完了予定。工事を完了した部分から、市民に開放。 |
| <b>緑のリニューアル計画の策定</b><br>社会環境の変化に合わせて、既存の公園のリニューアル計画を策定する。        | 市民ニーズに合致した親しみの持てる公園づくりが図られる。              | 行徳地区は緑のリニューアル計画を策定済み。                              | 行徳地区を除く「緑のリニューアル計画」を策定し、整備を進めていく。                                   |
| <b>国府台緑地整備事業</b><br>市民参加のワークショップからの提言を参考に、親しみの持てる公園緑地づくりを行う。     | 市民ニーズに合致した親しみの持てる公園となり、公園利用の促進につながる。      | ワークショップにて寄せられた有識者や市民からの提言を参考として整備方針を策定した。          | ワークショップからの提言を参考として策定した整備方針のもとに整備を進めていく。                             |

リーディング

リーディング

## ②緑のリサイクル活動の推進

- ・緑のリサイクル活動として「樹木銀行」を設け、樹木の提供や引き取りを行い、市内にある緑を有効に活用します。
- ・循環型社会を形成していくため、公園等の維持管理で発生した枝葉のリサイクル化（堆肥化等）をさらに進めます。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果                      | 平成 22 年度末現在の状況                                   | 平成 27 年度目標 |
|--|----------------------------|--|------------|
| <b>樹木銀行の運営</b><br>緑化推進事業の一環として不用となった樹木を市で引き取り、または市民に樹木を提供するサイクルを続ける。 | 市内にある緑が有効に活用され、緑化の促進が図られる。 | ・北国分苗圃<br>約 2,500 本管理<br><br>・樹木交付<br>81 件 252 本 |            |

## ③市川市緑の基金の協力・支援

- ・市民・事業者・市の協力体制を確立し、本計画の施策を推進するために、市民活動を支援する窓口となる緑の基金の支援、拡充を図り、まちの緑づくりのための活動を推進します。

| 事業の名称・概要   | 事業の効果   | 平成 22 年度末現在の状況  | 平成 27 年度目標 |
|--|---|---|------------|
| <b>花と緑の活動への支援</b><br>緑化や緑地保全等の知識の普及や花と緑に関する市民活動への支援を推進することにより、市民との協働による花や緑に溢れた魅力的な地域の景観の創造と維持を目指す財団法人市川市緑の基金に対して支援を行う。 | 緑の基金の拡充と活性化が図られ、花と緑のまちづくりのための活動が促進され、潤いと安らぎあふれた快適で美しい街づくりにつながります。 | 平成 22 年度補助実績<br>補助金額合計 12,950 千円<br>(助成事業)<br>緑化の普及啓発事業<br>緑化推進事業<br>緑化助成事業<br>江戸川桜並木整備事業 | 支援を継続する。   |

リーディング

## ④緑のトラスト運動の支援

- ・緑のトラスト運動の支援を推進するため、基金の創設、冊子、マスコットキャラクター等の販売、年会費の会員制を導入することによる寄付金の募集等を推進します。

| 事業の名称・概要                    | 事業の効果 | 平成 22 年度末現在の状況 | 平成 27 年度目標 |
|-----------------------------|-------|----------------|------------|
| <b>緑のトラスト運動の支援</b><br>内容検討中 | 検討中   | 未実施            | 次期対応       |



### ⑤公園ボランティアへの支援

- ・公園、緑地の清掃や花壇の花植え、管理等のボランティア活動を支援します。
- ・公園内の一部に収益の上がる有料施設を設置し、市民団体やNPOの協力を得ながら管理運営を行い、その収益を緑の維持管理に利用する等、新たな維持管理手法や体制づくりを進めます。
- ・事業者公園、緑地の管理の一部をサポートしていただき、支援内容に応じて「企業ピアーール」ができる方策を推進します。

| 事業の名称・概要  | 事業の効果  | 平成22年度末現在の状況                          | 平成27年度目標 |
|---|--|---------------------------------------|----------|
| <b>いしかわガーデニングクラブ</b><br>登録された団体が公園の花壇の草花の植栽、維持管理を行う。<br>【財団法人市川市緑の基金】 | 身近な公園に対する愛着心が醸成され、地域コミュニティ活動の推進と地域的美観が向上される。 | ・公園等の箇所<br>55箇所                       | 現状を維持する。 |
| <b>市民参加による公園等の管理作業</b><br>市民団体と協定を締結し、同団体が公園等の管理作業（清掃、草刈）を行う。         | 身近な公園に対する愛着心が醸成され、地域コミュニティ活動の推進と地域的美観が向上される。 | ・協定締結団体数<br>120団体<br>・公園等の箇所<br>168箇所 | 現状を維持する。 |

### ⑥「樹木1本、生垣1m運動」の支援

- ・市民一人ひとりが樹木や草花を植えて育てていくため、一人あたり「樹木1本、生垣1m運動」を進めます。

| 事業の名称・概要                             | 事業の効果 | 平成22年度末現在の状況 | 平成27年度目標 |
|--------------------------------------|-------|--------------|----------|
| <b>「樹木1本、生垣1m運動」</b><br>の支援<br>内容検討中 | 検討中   | 未実施          | 次期対応     |